

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年8月9日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第3号

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を次のように改正する。

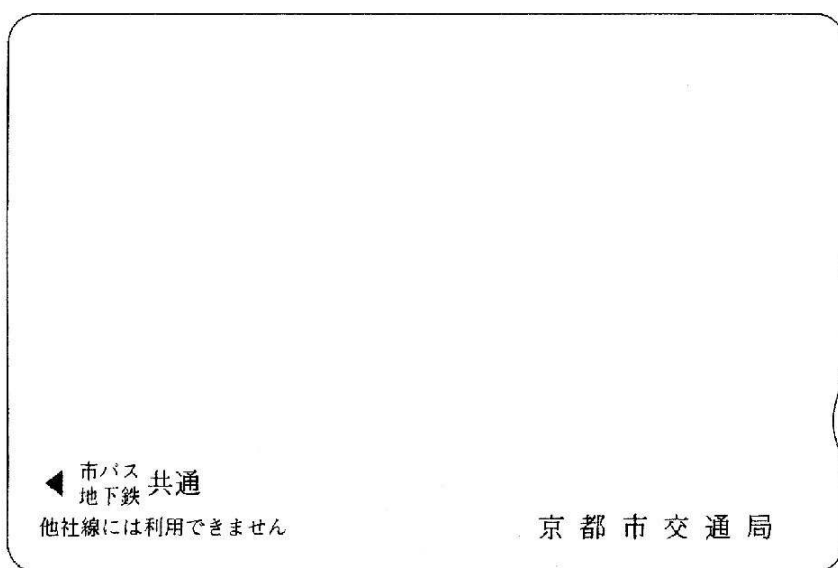
第6条の2中「降車の際の」を「運賃を支払う際の」に改める。

別記様式（第5条関係）を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

トラフィカ京カード

（表面）



(裏面)

月日時刻 乗車駅 降車駅 残額

☆京都市バス、市営地下鉄線内での乗降に関りご利用いただけます。地下鉄線から近鉄線、京阪線へ乗り越しされた場合、本カードはご利用できません。(地下鉄乗車駅からの運賃を他の方法によりお支払いください。)

☆本カードを用いて以下の乗継乗車をされた場合、2乗車目の運賃支払時に運賃の割引を行います。

- ・市バスや市バス乗継：大人90円割引、小児40円割引
- (運賃支払時から運賃支払時までが90分以内の乗継に限る)
- ・市バス⇄地下鉄乗継：大人60円割引、小児30円割引
- (同一日内の乗継に限る)

※前記の条件に合致する乗継が3回以上続くと場合は、偶数回目の運賃支払時に割引を適用します。

※小児の乗継割引は、小児用カードのみ適用となります。

☆市バスで本カード1枚を2人以上でご利用の際は、運賃支払時にあらかじめ乗務員へお申し付けください。この場合、乗継割引は適用されません。

☆払戻しはいたしません。また、破損、番号消去、紛失などに対応しては、その責を負いません。

☆京都市交通局ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/>

備考1 図柄(乗車券としての使用などにおける必要記載事項以外のものをいう。)は、必要に応じて変更することがある。

2 エンコード乗車券とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年8月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の規定にかかわらず、この規程の施行の直前に発売したトラフィカ京カードを所持する旅客は、当該乗車券を使用することができる。

(交通局営業推進室)